

平成25年度第1回流山市行政区域制度審議会会議録

- 1 日 時 平成25年8月19日（月）午後2時30分開議
- 2 場 所 流山市役所 第2庁舎3階 301会議室
- 3 出席委員 木村委員、大河原委員（西平井自治会）、星野委員、福山委員、
宇佐見委員、山崎委員、中山委員、清水委員、浅賀委員、石田委員、
大河原委員（法務局）、中林委員、有賀委員、小糸委員、宮崎委員、
- 4 出 席 市長 井崎 義治、総務部長 遠藤 幹夫、総務部次長 倉井 操
事務局職員 総務課 課長補佐 鶴巻 浩二、主事 萩田 文乃、事務員 村山 翼
関係課職員 西平井・鰯ヶ崎地区区画整理事務所 次長 上野 勝一郎
コミュニティ課 課長 今井 隆明、課長補佐 須郷 和彦
- 5 議 題 (1) 会長及び職務代理者の選出について
(2) 審議会の議事及び運営に関する事項について
(3) 字の区域及び名称の変更について（諮問）
(4) その他
- 6 会議時間 開会 午後 2時30分
閉会 午後 3時40分
- 7 傍 聴 人 0人

< 総務課鶴巻補佐 >

皆様、本日はお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

本日は、はじめに、井崎市長から委員の皆様へ委嘱状の交付をさせていただきます。市長が自治会、関係機関の順に席を回り、順次委嘱申し上げますので、恐縮ですが、順番が参りましたら、ご起立ください。

それでは、井崎市長よろしく申し上げます。

< 市 長 >

《 委嘱状交付 》

< 総務課鶴巻補佐 >

それでは審議会に先立ちまして市長から御挨拶申し上げます。

< 市 長 >

《 あいさつ 》

< 総務課鶴巻補佐 >

市長は公務のため、本日はこれもちまして退席とさせていただきますのでご了承ください。

< 市 長 >

《 公務のため退席 》

< 総務課鶴巻補佐 >

それでは、委員の皆様へ委嘱状の交付が済みましたことにより、ただいまから、流山市行政区域制度審議会を開催いたします。

まずはじめに、お手元の資料の確認をさせていただきながら、本日の会議の流れについて申し上げます。

「審議会次第」をご覧ください。

本日は第1回ですので、まず、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

次に、議題（1）として本審議会の「会長及び職務代理者の選出」を行います。なお会長が決定するまでは、事務局で進行させていただきますのでご了承ください。

なお、皆様の後ろに傍聴席を用意しておりますが、本日は傍聴を希望する方はおりませんので、ご報告いたします。

次に議題（2）といたしまして、「審議会の議事及び運営に関する事項」としまして、審議会の会議録の作成方法についての取り決めを行います。

次に議題（3）といたしまして、「字の区域及び名称の変更」につきまして諮問させていただきます。諮問の内容についてご説明させていただき、審議していただくという流れとなりますので、宜しくお願いします。

本日配布している資料を確認します。

資料1として「流山市附属機関に関する条例」、資料2として「流山市審議会等の委員の選任及び会議の公開等に関する指針」、資料3として「地方自治法第260条」、資料4として「地元説明会での意見・自治会からの意見書及び市の考え方」に先月から実施しております、4自治会を対象とした説明会と西平井自治会、鱈ヶ崎自治会の2自治会からの要望により実施した説明会での意見と市の考え方を記入したもので計4種類です。よろしいでしょうか。

最後になりますが、本審議会の議事録作成のため、録音及び撮影をさせていただきますことをご了承ください。

それでは、皆様のご紹介から進めさせていただきます。倉井次長、よろしく申し上げます。

<倉井総務部次長>

審議会事務局となります総務部次長の倉井でございます。

改めて本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。本日は第1回ですので、私から委員の皆様の紹介をさせていただきます。

《委員紹介》

次に、関係課職員、事務局職員の紹介をさせていただきます。

《関係課、事務局職員の紹介》

委員の皆様、よろしくお願いたします。

続きまして、行政区域制度審議会の位置付け等についてご報告いたします。資料1「流山市附属機関に関する条例」を併せてご覧ください。

本行政区域制度審議会は、地方自治法に基づきまして「流山市附属機関に関する条例」により設置される機関です。行政区域としての字区域及び町名等の制度を改善整備するために必要な調査及び審議を行い、市長に答申し、又は建議することを目的としています。今回皆様にお願ひする事項は、「西平井・鱒ヶ崎及び鱒ヶ崎・思井地区の字の区域及び名称の変更について」審議を行い、市長に答申することとしております。

なお、答申を求めるに当たりまして、審議会へ諮問する事項に関しましては、後ほど議題（3）で説明いたします。

次に本日の会議の成立について申し上げます。附属機関の会議は、条例第5条の規定により、委員の半数以上の出席により成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会議の議長である会長の決するところによるとされています。

本日の会議は、委員 17 名中 15 名の出席、2 名の欠席（大貫委員、國井委員）となっておりますので、本会議が成立していることをご報告いたします。

報告事項は、以上です。

それでは議題の（1）会長及び職務代理者の選出をさせていただきます。

本審議会では現在会長が選出されておられませんので、条例第 3 条の規定に基づきまして、委員の互選により会長の選出に入らせていただきます。

なお、本審議会は、条例第 5 条の規定により、会長が会議の議長となると定められていますが、会長が選出されるまでの間、私が仮議長を務めさせていただきますので、よろしく申し上げます。

< 仮議長一倉井総務部次長 >

《 会長席へ移動後 》

しばらくの間、仮議長を務めさせていただきますので、皆様のご協力をよろしく申し上げます。

それでは、会長の選出に入らせていただきます。互選によることとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

< 大河原委員（西平井自治会） >

会長に、鰯ヶ崎自治会会長の山崎委員さんを推薦させていただきます。

< 仮議長一倉井総務次長 >

ただ今、会長に山崎委員の推薦がございましたが、皆様いかがでしょうか。

< 各委員 >

「異議なし」

< 仮議長一倉井総務部次長 >

異議なしということです。山崎委員、会長をお引き受けいただけますか。

< 山崎委員 >

「承知しました。」

< 仮議長一倉井総務部次長 >

ありがとうございます。会長は山崎委員に、決定いたしました。山崎会長どうぞよろしく申し上げます。

次に、職務代理者を決めていただきますが、職務代理者につきましては、条例により会長が指定する者が職務を代理するとされていますので、山崎会長にご指名をお願いします。

< 山崎会長 >

本日は欠席していますが、思井自治会の会長である大貫委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

< 仮議長一倉井総務部次長 >

事務局いかがですか。

< 鶴巻総務課長補佐 >

大貫委員は本日欠席しておりますが、大貫委員には後日その旨をお伝えし、ご了承いただきたいと思います。

< 仮議長一倉井総務部次長 >

それでは職務代理者は大貫委員としてよろしいでしょうか。

< 各委員 >

「異議なし」

< 仮議長一倉井総務部次長 >

それでは、会長に山崎委員、職務代理者に大貫委員と決定いたしましたので、ここで仮議長の任を解かせていただきます。

山崎会長、よろしく申し上げます。

< 山崎会長 >

《 会長席に移動 》

議事に先立ちまして、一言申し上げます。

委員の皆様には、大変暑い中、ご出席を頂き大変ご苦労さまでございます。

ただいま、皆様から本審議会の会長に選出されまして、大変光栄に存じております。私には、誠に責任重大ではあり、また不慣れな点もありますので、委員の皆様のご協力をいただきまして、この責務を果たしたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、次の審議に入ります。議題の(2)「審議会の議事及び運営に関する事項について」事務局からの説明を求めます。よろしくお願い致します。

< 倉井総務部次長 >

議題(2)については、本日の会議で決めていただくことがございます。

審議会の会議録作成方法についてです。本審議会の会議録又は議事要旨は、会議終了後、原則1か月以内に作成することとなっております。公表の際は、発言者名を明らかにすることとされていますので、会議録などの作成形式、決裁方法を定める必要があります。

事務局といたしましては、まず、会議録を発言の趣旨をまとめた議事要旨という形で作成したいと考えています。また、作成した会議録の確

認方法と関しましては、会長及び職務代理者の方に内容を確認していただき決裁を受けるという方法ではどうかと考えています。

事務局からは以上でございます。ご審議のほど宜しくお願いします。

<山崎会長>

ただいま事務局から説明がありました。審議会の議事及び運営に関して、会議録の作成方法について決めていただきたいということです。

それでは、「会議録の作成方法について」審議いたします。

説明によりますと、会議終了後原則1か月以内に作成し、公表の際は、発言者名を明らかにするということでございます。事務局の（案）としましては、形式としては、発言の趣旨をまとめて議事要旨としたい。その内容の確認方法としましては、会長と職務代理者の決裁を受けることとしたいということですが、委員の皆様のご意見を伺いたいと思います。委員の皆様いかがでしょうか。

<各委員>

（特に意見は出ず）

<山崎会長>

それでは意見もないようですので、会議録の作成方法については、ただいま申し上げました方法で進めたいと思います。

<各委員>

「異議なし」

<倉井総務部次長>

それでは事務局から会長と職務代理者に決裁を仰ぐという方法で進めたいと思います。

<山崎会長>

次に、議題（3）は「字の区域及び名称の変更について諮問」という

ことですので、事務局の方をお願いします。

<倉井総務部次長>

それでは議題(3)字の区域及び名称の変更について(諮問)ですが、私から審議会会長に諮問書をお渡しする形で諮問させていただきます。

《倉井総務部次長から審議会会長に諮問書を渡し、諮問する》

委員の皆様には諮問書の写しをただいまお配りいたします。

《委員に諮問書の写しを配る》

それでは、まず手続につきまして申し上げます。字の区域及び名称の変更につきましては、お手元の資料3にお示ししましたとおり、地方自治法第260条に基づき手続を進めてまいります。

最終的には市長が市議会の議決を経て定めますが、本市では、定めるに当たって行政区域制度審議会に諮問し、答申をいただくという形でご意見を求めています。

ただ今、諮問書という形で当審議会に意見が求められましたので、当審議会から、字の区域及び名称の変更案を市長に答申することとなります。答申の時期につきましては平成25年度内を目途に考えていますので、よろしく願いいたします。

それでは、諮問の内容につきましてご説明いたします。別紙1の方針及び素案をご覧ください。

つくばエクスプレス沿線整備事業に係る西平井・鱒ヶ崎地区、鱒ヶ崎・思井地区の字の区域及び名称の変更につきまして、当審議会に意見を求めるものです。意見を求める事項といたしましては「字の区域及び名称について、別紙1の方針に基づき素案を作成したので、意見を求めます」というものです。

次に、当審議会に答申として提出を求められている事項ですが、「字の

区域及び名称の変更案」です。西平井・鱈ヶ崎地区、鱈ヶ崎・思井地区について、どういった字の区域及び名称が望ましいというものを、本審議会で案としてまとめていただきます。

別紙1の方針につきましては、一読させていただきますので、別紙2の素案及びスクリーンをご覧いただきながら、区域、名称についてご確認ください。

< 鶴巻総務課長補佐 >

《 別紙1の方針を一読する 》

以上が諮問の内容です。

続きまして、資料4につきましてご説明いたします。7月6日に開催された地元説明会で出た意見、また意見書という形で自治会の皆様から寄せられた素案に対するご意見です。貴重なご意見ですので、委員の皆様にかような意見があるということで共有していただくために用意いたしました。

説明は以上ですが、これらにつきまして、本日、質疑やご意見を伺いまして、それらを反映した案を、次回お示しさせていただきます、答申に向けての審議を進めていただきたいと考えています。

以上です。よろしく願いいたします。

< 山崎会長 >

諮問についての説明が終了しました。

説明会でのご意見、要望書という形で寄せられたご意見、そして本日の質疑、ご意見を反映した案を次回は示したいということですので、皆様の忌憚のないご意見をお願いいたします。

………《質疑応答》………

<木村委員>

字の区域及び名称の変更が決定すると、市から各家庭に「お宅は〇〇丁目〇〇番地になりました」というような通知が送られるのでしょうか。

またこの字の区域及び名称の変更では予算としてどのくらいかかっているのですか。

<鶴巻総務課長補佐>

字の区域及び名称の変更に係る各家庭への通知についてですが、字の区域及び名称の変更の告示の日程が明確になりましたら、すべての世帯に、通知を事前に各家庭へお届けするような形を考えています。また通知に併せて住所看板の配付と貼り付け、各地区に町名変更案内板の設置を考えています。

また費用についてですが、各家庭への通知、看板の貼り付け等は業者委託を考えています。世帯数なども考慮しなければならないため一概には言えませんが、新市街地地区で概算5000万円かかる計算をしています。新市街地地区よりは西鰭地区のほうが世帯数、面積から見ても小さいので、新市街地地区よりは金額は下がると思います。

<山崎会長>

他に意見はありますか。

<各委員>

(特に意見は出ず)

<山崎会長>

資料4の各自治会意見に関し、何か意見がありましたら、次回の審議会の際に文書にて提出していただきたいと思います。

他に意見がないようならば、議題(3)についてはここで区切らせていただき、次の議題(4)その他に移りたいと思います。

事務局から何かありますか。

< 倉井総務部次長 >

皆さんからいただいた意見を勘案した変更案を次回までに用意したいと思えます。また次回の審議会までの間に新たに皆様から意見が寄せられると思えますが、次回の審議会にてそれらの意見を反映させるということで今日のところは区切らせていただきます。

次回の審議会の日程は11月5日（火）を予定しています。詳しい開催の案内は会長名にて、会議資料と併せて送らせていただきますのでよろしくお願ひします。また、欠席となる場合は、同じ自治会の委員の方にあらかじめ意見をお伝えください。

なお、今回は当初素案に加え、皆様の意見を反映した変更案の審議を考えています。よろしくお願ひします。

< 山崎会長 >

今回はタイムスケジュール等もあると便利であると思えます。

< 倉井総務部次長 >

事務局から改めてひとつ皆様にお伝えしたいことがございます。よろしいでしょうか。

< 山崎会長 >

お願ひします。

< 鶴巻総務課長補佐 >

これまで皆様から寄せられた意見をまとめました資料4をもとに、変更案を作らせていただきました。

この変更案に関してですが、まず市の考え方として、皆様から区画整理区域外の字名変更は行わないのかという意見もありましたが、今回は行わない考えです。

ただし鰯ヶ崎一、二丁目の地域に関して「鰯ヶ崎という地名が3つあって紛らわしい」、「三本松という名を大事にしてほしい」という意見等も出ています。このような意見を反映し、鰯ヶ崎一、二丁目として提案した部分を統合し、「三本松」として一つの字区域にしました。

事務局側としては、当初の変更案、またただいま提案した変更案を自

治会ごとで次回までに審議していただき、最善案で審議を進めていきたいと考えています。これまでに頂いた意見を反映した追加の案となりますが、いかがでしょうか。

<山崎会長>

鱈ヶ崎一、二丁目を統合し、三本松としてはどうかとのことですが、三本松自治会の方どうですか。

<清水委員>

鱈ヶ崎一、二丁目より、三本松としたほうが良いと思います。

<浅賀委員>

三本松にするかどうかは別として自治会で話し合い、次回審議するべきだと思います。

<倉井総務部次長>

鱈ヶ崎一、二丁目と提案した地域は、鱈ヶ崎自治会、西平井自治会、鱈ヶ崎三本松自治会、思井自治会とそれぞれの自治会が関与している地域ですので、皆さんの意見を反映させた形で進めたいと考えています。

<木村委員>

今の話ですと、希望すれば字名が変えられることになり、そのために自治会に戻って一人ひとりの意見をまとめるのは大変です。また自治会で意見をまとめたとして、市はすぐに字名を変更してくれるのですか。

<倉井総務部次長>

審議会はいくまで諮問機関であり、皆様の意見は、最大限尊重されますが、最終決定は市長にあります。皆様が責任を取るということはありませんので、委員の皆様の忌憚のない意見を伺いたいという意味合いであることをご理解ください。

<福山委員>

現「鱈ヶ崎1番地の1」と、提案する「鱈ヶ崎一丁目1番地」が住所

表記を省略すると、どちらも「鰭ヶ崎1-1」となる件ですが、このような問題があるならば、字名を変更すべきだと思います。

また三本松の名称を尊重していただきたいと思います。

<山崎会長>

地域ごとに考え方は異なりますが、一つの意見として述べていただきたいと思います。また次回までに意見書という形で提出していただくのも良いと思います。

<石田委員>

鰭ヶ崎一丁目の区域は、将来的に人口規模がどのくらいとなる計算ですか。

<宮崎委員>

計画人口ですと、1ヘクタールあたり100人となります。鰭ヶ崎・思井地区で11ヘクタール、計画人口で1100人となりますので、鰭ヶ崎一丁目のみだと単純計算で半分の550人となります。

<鶴巻総務課長補佐>

要するに、西平井・鰭ヶ崎地区と鰭ヶ崎・思井地区ですが、この境目はTXではなく少し図でいう中の道となります。この中の道の南側が鰭ヶ崎・思井地区ですが、ここが面積にして11ヘクタール、計画人口にて1100人となります。あくまで計画人口であり、また字界と区画整理の地区境が少し異なりますことをご了承ください。

またただいま提案している変更案に対して何か意見がありましたらお願いいたします。

<星野委員>

当該地区における字の区域及び名称の変更において、区画整理区域外の変更はないのでしょうか。変更の可能性があるならば、自治会でのアンケート等も考えていますがいかがですか。

< 鶴巻総務課長補佐 >

市の考え方として、区画整理区域内は番地の振り直しがあり、それに伴う字の区域及び名称の変更は必要と考えています。ですが、区画整理区域外に関しては字名を変更しても、地番はそのままです。住所変更手続の負担等総合的に考えての市の変更案となりますが、それでも字名を変えてほしいということでアンケートをとるのであれば、考える余地はあると思います。

なお、区画整理区域外の字の区域及び名称を変更するとしても、大字西平井の区域だけでなく大字鱒ヶ崎等も含め周辺区域全体であることをご了承ください。

< 星野委員 >

大字を取って丁目を付してほしいという意見として事務局に提出することはよろしいですか。

< 鶴巻総務課長補佐 >

それは問題ありません。字名を変えるには様々な負担がかかること、それでも変更を希望されるかということ、事務局としても聞きたいところではありました。

< 星野委員 >

アンケートをとる上で、こちらで文書を作る必要があると思いますが、事前に事務局に見せたほうがよろしいですか。

< 鶴巻総務課長補佐 >

任意の方法でよろしいかと思います。またそれに伴い説明会開催の要望があれば、事務局が伺います。

< 会長 >

意見が出尽くしたようなので、これをもちまして第1回審議会を終わりたいと思います。今後も皆様の意見を反映させる形で進めたいと思います。

<倉井総務部次長>

最後になりますが、本日の会議の会議録、次回の会議日程等につきましては、1か月以内に整理した後、市のホームページや情報公開コーナーで公表してまいりますので、よろしくお願いたします。

本日は長時間にわたり、ありがとうございました。